

南城市包括業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市で実施している一般行政事務に伴う補助業務及び各種施設運営に係る業務等を包括的に委託することにより、市民ニーズに的確に対応した質の高い公共サービスを提供するため、同業務を受託する事業者の選定を目的として南城市包括業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務概要

- (1) 業務の名称 南城市包括業務委託
- (2) 業務の内容 「南城市包括業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日
- (4) 委託料上限額 932,693,000円（税抜）

※提案上限額の範囲で提案すること。ただし、この金額は契約額を示すものではなく、事業の提案上限額である。

3 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始若しくは更正手続き開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 国税、地方税に滞納がないこと。
- (6) プライバシーマーク又はISMSの認証を受けているものであること。
- (7) 過去5年間に同種の業務を実施した（実施中も含む）実績を有していること、又は契約を確実に履行すると認められること。
- (8) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成18年告示第59号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 プロポーザル参加手続き

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式1)

イ 定款及び会社の履歴事項全部証明書の写し(法人登記していることを証するもの)

※ 発行後3カ月以内のものに限る。

ウ 会社概要(様式2)

エ 業務実績調書(様式3)

オ 決算書書類(貸借対照表、資金収支計画書等) ※過去2年分

カ 納税証明書(国税、都道府県税、市町村税) ※未納税額がない証明

キ 連合体構成員名簿(様式4) ※連合体の場合のみ提出

ク 連合体協定書(様式5) ※連合体の場合のみ提出

「令和5・6年度 南城市建設業者等格付名簿」に登録されている者は、イ、オの提出不要

(2) 提出部数 各9部(正本1部、副本8部)

(3) 提出方法 持参または郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

(4) 提出期限 令和7年8月20日(水) 午後5時【必着】

5 質問書の受付及び回答

企画提案に関する質問については、質問書(様式6)に質問事項を記載のうえ、電子メールにて、下記の点に留意し提出する。

(1) 電子メール以外での質疑は受け付けない。

(2) 質疑の提出締め切りは令和7年8月18日(月) 午後5時までとする。

(3) 質疑に対する回答は、参加表明書を提出した者に対し、電子メールにて回答を行う。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類(A4サイズ40ページ以内)

ア 提案書(任意様式)

イ 見積書(任意様式)

ウ 見積内訳書(任意様式)

(2) 提出部数 各9部(正本1部、副本8部)

(3) 提出期限 令和7年9月9日(火) 午後5時まで【必着】

なお、期限までに提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出方法 持参または郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

7 提出資料等の作成時及び提出時の注意事項

(1) 提出期限後の提案書の修正・変更は認めない。

(2) 見積書作成にあたっては、「南城市包括委託業務配置人員・参考給与一覧表」に基づき作成することとし、賃金額についてはこれまでの額を参考とすること。
なお、「南城市包括委託業務配置人員・参考給与一覧表」については、参加表明者に電子メールで送付する。

見積金額には、次に掲げる経費を含むものとする。

ア 事業主負担としての雇用保険、社会保険料等

- イ 社員教育研修費、福利厚生費、労務管理経費等
- ウ 業務遂行に係る損害保険料等
- エ 消耗品、被服費

8 受託候補者の選定方法等

本市の設置する選定委員会において審査を行い、提案された内容を総合的に評価し受託候補者を選定する。

(1) 参加資格の確認

参加資格要件、提出書類等の不備、基本的事項を確認し、結果を令和7年8月26日（火）までに電子メールにて通知する。なお、応募者が3者以上の場合は、提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。

(2) プレゼンテーション審査

提出書類及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき、審査評価する。なお、審査の順番は企画提案書の提出が遅い順番から先に行うものとする。

(3) 最も優れた提案を行った者を優先交渉者とし、次順位交渉権者まで選定を行う。

(4) 結果に対する異議申し立ては受け付けない。また、審査点数等プロポーザルの審査詳細については公表しない。選定されなかった者は、書面により、その理由についての説明を求めることができる。尚、この書面は、審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならない。

(5) 審査における選定項目は、下記のとおりとする。

評価項目	選定項目
会社概要等	①会社概要及び財政状況
業務体制等	②業務体制及び業務執行計画
	③地域貢献(地元雇用等)に対する考え方
業務遂行能力	④各業務及び包括業務に対する考え方
	⑤人材育成及び研修体制に対する考え方
危機管理	⑥個人情報保護に対する考え方
実績経験	⑦同種、同規模業務の受託実績
委託業務費	⑧見積金額及び積算内訳
その他	⑨その他独自提案

9 プレゼンテーション審査

- (1) 実施予定日 令和7年9月16日（火）開始時間については別途通知
- (2) 実施場所 南城市役所庁舎内 会場は別途通知
- (3) 実施時間 1事業者につき50分以内
(説明時間を30分以内とし、20分程度の質疑を予定)

(4) 出席者 5名以内

(5) その他

ア 説明は提出された提案書を基に行うこととし、変更や差替えは認めない。

イ プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター、スクリーン、電源コードリールの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参のこと。

10 審査結果通知

(1) 通知予定日 選定後1週間以内

(2) 通知方法 審査に参加した事業者に対し電子メール及び文書にて通知

11 契約締結

(1) 契約額については、見積金額及び積算内訳を参考にしながら再度業務内容を精査及び協議し、最終的な見積書の提出をもって決定する。

(2) 優先交渉権者と契約が成立しない場合は、次順位交渉権者と契約交渉を行う。

(3) 業務によっては、事業者選定後、協議の上、提案内容を補正することがある。

12 今後の日程（予定）

項 目	日 程
プロポーザル実施要項告示	令和7年7月28日（月）～ 令和7年8月12日（火）
質問受付締切	令和7年8月18日（月）午後5時まで
参加表明書提出期限	令和7年8月20日（水）午後5時まで
資格確認結果通知	令和7年8月26日（火）
質疑回答	同上
提案書提出期限	令和7年9月 9日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年9月16日（火）予定
審査結果通知	選定後1週間以内に通知

13 その他

(1) このプロポーザルに係る一切の費用については、事業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。

(2) 提出された書類は、事業者選定の目的以外に使用しないが、選定作業等に必要な範囲で複写することができる。

(3) 事業者が他社に権利を有している著作物等を引用し、トラブルが発生した場合の責任は、すべて事業者が負うものとする。

(4) このプロポーザルに伴い収集した個人情報 は本件に係ることのみに使用し、そ

れ以外の目的には使用しないこととする。

- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、9月9日(火)午後5時までに辞退届(様式7)を提出すること。

1 4 提出先及び問い合わせ先

南城市役所 総務部総務課 (担当：知念)

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL：098-917-5378

E-mail：soumu@city.nanjo.lg.jp